

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る指定金融機関公募要領の一部改正について

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る指定金融機関公募要領（別紙 1）「環境配慮型融資促進利子補給事業の指定金融機関に係る応募書類採点基準」の一部についてを改正いたしましたのでお知らせします。

1. 改定箇所

「環境配慮型融資の実施中、④取組年数・実績」

2. 改定内容

【変更前】

- ・基礎点：環境配慮型融資に 3 年以上取り組んでおり、かつ、直近 3 か年の累計実績が 30 件以上ある。
- ・加 点：環境配慮型融資に 5 年以上取り組んでおり、かつ、直近 3 か年の累計実績が 80 件以上ある。

【変更後】

- ・基礎点：下記（1）（2）のどちらかを満たせば、基礎点を得るものとする。
 - （1）環境配慮型融資に 3 年以上取り組んでおり、かつ、直近 3 か年の累計実績が 30 件以上ある。
 - （2）環境配慮型融資に 3 年以上取り組んでおり、かつ、交付規程別紙 1 を満たし、100 項目程度の質問項目数を有する環境配慮型融資の直近 3 か年の累計実績が 10 件以上ある。
- ・加 点：下記（1）（2）のどちらかを満たせば、加点対象とする。
 - （1）環境配慮型融資に 5 年以上取り組んでおり、かつ、直近 3 か年の累計実績が 80 件以上ある。
 - （2）環境配慮型融資に 5 年以上取り組んでおり、かつ、交付規程別紙 1 を満たし、100 項目程度の質問項目数を有する環境配慮型融資の直近 5 か年の累計実績が 30 件以上ある。